

第4章 自殺対策における当面の重点施策

「第2章 三木町における自殺の現状」において把握した地域の実情を勘案して、また、「第3章 自殺対策の基本方針」を踏まえて、本町が取り組むべき当面の重点施策として、以下の施策に取り組むこととし、各関係部局が有機的な連携を図り総合的に実施することで、「互いが支えあい健康でいきいき暮らせる三木」の実現を目指します。

1 対応の段階及びライフステージごとにおける取組

(1) 事前対応の更に前段階での取組

ライフステージ	取 組	担 当 機 関
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ●産後うつ病等についての普及啓発の推進 マタニティーブルーズや産後うつに対する正しい知識の普及啓発を、健診や両親学級、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて行い、早期相談・早期受診を促進する。 ●子育ての相談や集まれる場の提供 子どもの成長確認（乳幼児健診）や子育てに関する悩みを相談できる場（ママカフェ・乳幼児相談・子育て相談）を提供し、地域へのつながりづくり、相談体制の充実を図る。 ●相談を受けるスタッフの資質向上 相談時に適切に対応するための研修を開催し、支援者の専門性を高め、支援体制の充実を図る。 ●児童委員の研修 見守り活動を支援するため、児童委員等に対する心の健康づくりや自殺対策に関する施策についての研修の充実を図る。 	まんでがん子ども課 健康福祉課 住民生活課
学童・思春期	<ul style="list-style-type: none"> ●職員研修推進 様々な問題や悩みを抱える子どもたちに対する教職員の理解と認識を深めるため、研修への参加を推進する。 ●スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等の活用 スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等の専門家の効果的な活用を推進するなど学校における相談体制の充実を図る。 	教育総務課 町内小学校・中学校・高等学校 健康福祉課 住民生活課

	<p>●学校、家庭、地域社会の連携</p> <p>学校や家庭、地域においても多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるように努める。</p>	
青年期・壮年期	<p>●心の健康相談</p> <p>心の健康に関する悩みをお持ちの方とそのご家族の方が精神科の医師に個別で相談できる場や保健師に個別相談できる場を設け、心の健康づくりを支援する。</p> <p>●相談を受けるスタッフの資質向上</p> <p>相談時に適切に対応するための研修を開催し、支援者の専門性を高め、支援体制の充実を図る。</p> <p>●生活困窮者の健康管理</p> <p>保健師等による訪問活動を行い、身体的・精神的・社会的な健康の保持増進を図る。</p> <p>●民生委員の研修</p> <p>見守り活動を支援するため、民生委員に対する心の健康づくりや自殺対策に関する施策についての研修の充実を図る。</p> <p>●働く人のストレスチェック</p> <p>三木町では、労働安全衛生法に基づき、職員や町内の小・中学校の教職員に対しストレスチェックを行い、メンタルヘルス不調の未然防止や快適な環境づくりにつながるよう率先して努める。また、ストレスチェックに関して町内企業等に対しても広く普及啓発を行う。</p> <p>●職場における心の健康に関する情報提供</p> <p>国及び県と協力し、求職者や雇用に関する情報提供や安心・安全な職場づくりについて情報を提供する。</p>	<p>健康福祉課</p> <p>住民生活課</p> <p>教育総務課</p> <p>総務課</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>東讃保健福祉事務所</p>
高齢者	<p>●見守りボランティア</p> <p>声かけや見守りを通じて、一人暮らし高齢者等が心身機能の衰えに伴い閉じこもりがちになり、社会との接点をなくし孤立することを防ぎ、住み慣れた地域で支えあいながら生きがいを持ち、自立した生活を継続できるよう支援する。</p>	<p>地域包括支援センター</p> <p>社会福祉協議会</p>

	<p>●傾聴ボランティア</p> <p>希望する高齢者の話し相手になる傾聴ボランティアの養成を行い、高齢者がいきいきと暮らせるよう支援する。</p>	
全世代	<p>●関係機関との連携</p> <p>自殺対策に関する機関との連携強化を図る。</p> <p>●現状の把握と課題の抽出</p> <p>厚生労働省・警察庁が作成・公表しているデータを活用し、自殺状況の把握、課題の抽出を行う。</p>	<p>健康福祉課</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>まんでがん子ども課</p> <p>東讃保健福祉事務所</p>

(2) 事前対応

ライフステージ	取組	担当機関
乳幼児期	<p>●相談事業</p> <p>妊娠・出産・子育てに関する悩みや不安に、保健師・助産師・栄養士等様々な専門職が個別に対応し、育児の負担軽減に努める。</p> <p>また、様々な事業を通して、子どもの成長を確認しながら、一人一人の発達段階や子どもの特性に応じた困りごとや悩みを一緒に考える相談体制の充実を図る。</p>	まんでがん子ども課
学童・思春期	<p>●児童生徒の自殺対策に資する教育</p> <p>学校において、体験活動等を活用して、自己肯定感の向上に係る道徳教育、心の健康の保持に係る教育等の充実を図る。</p> <p>●いじめ防止に関する取組</p> <p>「三木町いじめ防止基本方針」等に基づいて、いじめの防止等の対策を推進する。</p> <p>●SOSの出し方に関する教育</p> <p>町内の学校において、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育や相談が出来る場に関する情報提供を行う。</p>	<p>教育総務課</p> <p>町内小学校・中学校・高等学校</p> <p>健康福祉課</p>

	<p>●教職員に対する普及啓発</p> <p>子どもたちを支援する教職員を対象に、生徒たちから SOS の相談を受けた際の対応について研修を行い教職員の資質向上のための支援体制の充実を図る。</p> <p>●相談体制の充実</p> <p>養護教諭や教育相談担当教員等の行う教育相談を推進するとともに、スクールカウンセラー等の専門家の効果的な活用を図る等、学校における相談体制の充実をはかる。</p> <p>また、不登校の児童・生徒に対するきめ細やかな支援を行うため、学校や家庭、地域の連携を推進し取り組む。</p>	
青年期・壮年期	<p>●アルコール等の適切な摂取について啓発する。</p> <p>●ゲートキーパーの周知</p> <p>町民に対して、ゲートキーパーの概要や役割を周知する。</p> <p>●LGBT 研修</p> <p>LGBT 等の子どもたちに対する教職員の理解と認識を深めるため、研修への参加を推進する。</p>	健康福祉課 教育総務課 住民生活課 (人権推進室)
高齢者	<p>●見守りボランティア</p> <p>見守りボランティアの声かけ・見守りを通じて、一人暮らし高齢者等が心身機能の衰えに伴い閉じこもりがちになり、社会との接点をなくし孤立することを防ぎ、住み慣れた地域で支えあいながら生きがいを持ち、自立した生活を継続できるよう支援する。</p> <p>●傾聴ボランティア</p> <p>希望する高齢者の話し相手になる傾聴ボランティアの養成を行い、高齢者がいきいきと暮らせるよう支援する。</p>	地域包括支援センター
全世代	<p>●情報発信</p> <p>自殺予防週間（9月10日～9月16日）や自殺対策強化月間（3月）にあわせて、広報みき、ホームページ、防災ラジオ等で情報発信する。</p> <p>●相談窓口の情報発信</p> <p>パンフレットや啓発グッズを作成し、配布・配置する。</p>	健康福祉課

(3) 自殺発生の危機対応

ライフステージ	取 組	担 当 機 関
乳幼児期 学童期	<p>●スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等の活用 スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等の専門家の効果的な活用を推進するなど学校における相談体制の充実を図る。</p> <p>●児童虐待の相談窓口 児童家庭相談員を配置し、子どもの安全確認の実施や身近な相談を受け対応する</p> <p>●普及啓発事業 児童虐待防止推進月間を中心に積極的な広報、啓発を実施する。</p> <p>●個別での支援 妊婦のうち、若年、精神疾患既往がある、経済的不安がある等、ハイリスク家庭には、妊娠中から訪問等で継続的に支援を行い、出産・子育てへの切れ目ない支援を行う。</p> <p>●乳児家庭全戸訪問事業 乳児家庭全戸訪問事業では、全ての産婦にエジンバラ産後うつ質問票を用い、産後うつのリスクを判定し、必要に応じて関係機関と連携しながら訪問事業の継続や精神科受診につなげる等の対応を行う。</p>	<p>まんでがん子ども課 教育総務課 町内小学校・中学校・高等学校</p>
高齢者	<p>●権利擁護事業 悪質な訪問販売の被害にあった、財産管理に自信がなくなった、虐待にあっている人がいる、虐待をしてしまうなど、高齢者の権利をおびやかす様々な出来事に対して相談を受ける。</p> <p>●総合相談事業 高齢者やその家族等の介護に関する悩みや心配ごと、健康や福祉、医療や生活に関することなどの相談を受ける。</p>	<p>地域包括支援センター</p>

<p>全世代</p>	<p>●障害者への相談事業</p> <p>障害者への虐待を防止するため、相談窓口の周知を図り、虐待防止支援に取り組む。また、障害者やその家族の相談への対応を行う。</p> <p>●障害者への地域生活移行にむけての支援</p> <p>障害者支援施設等からの退所又は精神科病院からの退院やその他地域における生活へ移行するにあたって、体験的宿泊ができるように体制の充実を図る。</p> <p>●生活困窮者への支援</p> <p>困窮の程度に応じて必要な保護を行い最低限度の生活を保障する。また、利用可能な社会資源等の情報提供を行う。そして、地域社会が連携して、生活困窮者の悩みや相談を受け止めることができるように努める。</p> <p>●相談・訪問事業</p> <p>保健師による健康相談・訪問等を行い健康増進への支援を行う。</p> <p>●連携の強化</p> <p>適切な精神保健医療福祉サービスが受けられる体制を整備するため、保健・医療・福祉等の連携を強化するように努める。</p> <p>●日常生活自立支援事業</p> <p>認知症高齢者や知的障害、精神障害の方々が、地域で安心生活が送れるように福祉サービスの利用手続きや日常生活に必要な金銭管理を行う。</p>	<p>健康福祉課 地域包括支援センター 社会福祉協議会</p>
------------	--	---

(4) 事後対応

ライフステージ	取組	担当機関
<p>全世代</p>	<p>●相談事業</p> <p>自殺未遂者からの相談に対応し、必要時専門機関につなぐ。また、遺族等の身近な人からの相談に対応する。</p> <p>●社会資源の提供を行う</p> <p>自死遺族の会（グリーフワークかがわ）の情報を提供する。</p>	<p>健康福祉課 まんてが子ども課 地域包括支援センター</p>